（写）

三労発基 0928 第３号
令和８年９月 28 日

三重県知事　殿

三 重 労 働 局 長

最低賃金額の改定に伴う役務及び工事等の契約金額の
見直し等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営については、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県最低賃金額は、**令和８年 10 月１日**から、時間額 **1,143 円**になりました。

これら改定された最低賃金額に係る広報については、別途、御協力をお願い申し上げているところです。

さて、この度、標記について、三重県における民間企業への役務及び工事等の発注に当たっては、年度途中での最低賃金額の改定に伴って、当該発注先が最低賃金法違反を発生させることがないよう、「**令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月 21 日閣議決定）**」（※別添抜粋資料を御参照ください。）を踏まえ、発注時における法令遵守について特段の御配慮をお願いすると共に、必要な見直し、御確認をお願い申し上げます。

また、関係機関及び関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

担当
三重労働局労働基準部賃金室　久留原（くるはら）・林
ＴＥＬ：０５９－２２６－２１０８
メール：chinginshitsu-miekyoku@mhlw.go.jp

※別添抜粋資料は省略

（写）

三労発基 0928 第４号
令和８年９月 28 日

県内各市町の長　殿

三 重 労 働 局 長

最低賃金額の改定に伴う役務及び工事等の契約金額の
見直し等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営については、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県最低賃金額は、**令和８年 10 月１日**から、時間額 **1,143 円**になりました。

これら改定された最低賃金額に係る広報については、別途、御協力をお願い申し上げているところです。

さて、この度、標記について、御市町における民間企業への役務及び工事等の発注に当たっては、年度途中での最低賃金額の改定に伴って、当該発注先が最低賃金法違反を発生させることがないよう、「**令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和８年４月 21 日閣議決定）**」（※別添抜粋資料を御参照ください。）を踏まえ、発注時における法令遵守について特段の御配慮をお願いすると共に、必要な見直し、御確認をお願い申し上げます。

また、関係機関及び関係団体等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますよう併せてお願い申し上げます。

担当
三重労働局労働基準部賃金室　久留原（くるはら）・林
ＴＥＬ：０５９－２２６－２１０８
メール：chinginshitsu-miekyoku@mhlw.go.jp

※別添抜粋資料は省略